平成２３年（フ）第１４２８号
神戸市中央区小野柄通５丁目１番27号
破産者　株式会社イワサキ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
広島市安佐南区相田１丁目14番８号
破産者　株式会社森三
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９７号
広島市佐伯区海老園１丁目１番33―306号
破産者　有限会社ウイングプランシセイ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１５号
北海道旭川市神楽岡６条５丁目１番16号
破産者　有限会社レジャー企画
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３７号
北海道中川郡幕別町札内みずほ町143番地109
破産者　株式会社とかち麺工房
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
金沢市近岡町394番地１
破産者　有限会社レモンインターナショナル
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
静岡県浜松市南区三和町697番地の４
破産者　株式会社ナガノ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
静岡県浜松市東区大蒲町118番地の５
破産者　株式会社トーホー
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷807番地の１
破産者　有限会社マルタカ建設
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
三重県多気郡多気町相可1561番地の１
破産者　有限会社久保田重機
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７０号
三重県多気郡多気町相可1561番地１テナント大安202号
破産者　久保田　貢
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７４号
三重県松阪市小野江町898番地の１
破産者　株式会社わかくさ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７５号
三重県松阪市川井町419番地コンフォールシャンブルＡ102
破産者　深田　昌子
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7132番地
破産者　有限会社樋口建設
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５７号
千葉県木更津市文京３丁目１番９号
破産者　株式会社山津屋
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６１３号
神奈川県横浜市中区太田町６丁目87番地
破産者　協立サッシ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４６号
神奈川県横浜市港北区富士塚１丁目１―39
破産者　牛頭　憲治
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４１号
静岡県浜松市浜北区中瀬5151番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市中区細島町389番地
破産者　有限会社小野加工所
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２８５号
名古屋市西区城西５丁目20番３号
破産者　株式会社マスイ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字里下22番地
破産者　株式会社ファーストエーティー
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
富山県砺波市頼成279番地
破産者　株式会社新砺運輸
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５５号
鳥取県米子市昭和町83番地１
破産者　有限会社アカギ
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部